

4 身分証明書（発行日から3ヵ月以内のもの）

身分証明書とは、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを証明したものです。

※後見の登記の通知を受けていないことの証明は必要ありません。

登録申請日から3ヵ月以内に発行されたものである必要があります。

運転免許証やマイナンバーカードではありません。ご注意ください。

日本の国籍を有しない方は不要です。

【交付手数料】

200円～500円程度（市区町村により異なります）

【申請方法】

本籍地の市区町村役場へ申請します。本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）が必要です。

郵送による申請も可能です。申請方法・手数料等、市区町村により異なりますので、各市区町村役場のホームページ等で確認のうえ、取得してください。

【申請時のご注意】

- ・市区町村役場によっては、当該証明書の名称が身分証明書でない（「身元証明書」、「証明書」等）場合があります。
- ・市区町村役場によっては、当該証明書の申請に際して証明事項が選択式になっている場合があります。この場合は、必ず「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない」に関連する部分すべてを選択し、申請してください。

5 住民票の抄本（発行日から3ヵ月以内のもの）

登録申請日から3ヵ月以内に発行されたものである必要があります。

日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍等の記載があるものを提出してください。

主任者登録の申請に際しては、マイナンバーが掲載されていない「住民票の抄本」を提出してください。

主任者登録の申請の受付に際し、マイナンバーが掲載された「住民票の抄本」は申請書類として原則受理できません。

※平成27年10月から運用が開始されたマイナンバー制度では、本人から申請があれば住民票にマイナンバーを掲載することが可能となりました。

【交付手数料】

200円～500円程度（市区町村により異なります）

【申請方法】

居住地の市区町村役場へ申請します。本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）が必要です。

郵送による申請やコンビニでの取得も可能です。申請方法・手数料等、市区町村により異なりますので、各市区町村役場のホームページ等で確認のうえ、取得してください。

【申請時のご注意】

登録申請者の氏名が『登録講習の「修了証明書」に記載の氏名から変更がある方』、『登録講習の免除の方で、資格試験の「合格証書」に記載の氏名から変更がある方』、は「戸籍抄本」か、旧氏が記載されている「住民票の抄本」を提出してください。

『旧氏及び名の併記を希望する方』は、住民票の旧氏欄に旧氏が記載された「住民票の抄本」を提出してください。

日本の国籍を有しない方は、市区町村役場によっては、申請時に国籍等の記載を指定しない場合に、国籍等が記載のないものが発行される場合があります。

各市区町村役場に確認のうえ、必ず国籍等の記載があるものを取得してください。